

京都市告示第549号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月28日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町2番地
京都市上京区小川通寺之内下る射場町547番地の1
京都市上京区上立売通浄福寺西入姥ヶ東西町621番地の1及び621番地の2
京都市上京区寺之内通堀川西入東西町386番地の2
京都市上京区六軒町通一条上る若松町356番地の2
京都市上京区五辻通千本東入西五辻東町73番地
京都市上京区中筋通千本東入西亀屋町349番地
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町27番地の2
京都市上京区猪熊通下立売上る荒神町438番地の2
京都市左京区川端より二筋目仁王門下る新丸太町70番地
京都市左京区下鴨芝本町53番地の8
京都市左京区山端大城田町32番地の5
京都市中京区衣棚通夷川下る豎大恩寺町738番地
京都市中京区釜座通丸太町下る柵屋町164番地の1
京都市中京区両替町通竹屋町上る西方寺町180番地
京都市中京区御幸町通夷川上る松本町580番地の2
京都市中京区麩屋町通竹屋町上る舟屋町428番地
京都市中京区油小路通二条下る二条油小路町276番地及び278番地
京都市中京区室町通二条下る蛸薬師町270番地
京都市中京区蛸薬師通堀川西入金屋町762番地

所 在 地
京都市中京区錦小路通堀川西入吉野町 8 2 6 番地
京都市中京区西ノ京左馬寮町 2 5 番地の 8
京都市東山区三条通白川橋東入七丁目東分木町 2 7 2 番地
京都市東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町 1 0 4 番地の 1
京都市東山区清水五丁目 1 2 3 番地
京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る上弁天町 4 4 4 番地の 2
京都市東山区耳塚通正面下る塗師屋町 6 0 9 番地
京都市東山区本町十六丁目 3 0 1 番地
京都市東山区本町十六丁目 3 0 3 番地
京都市下京区西木屋町通松原上る二丁目天満町 2 6 8 番地
京都市下京区新町通的場東入蛭子町 1 5 8 番地
京都市下京区中堂寺櫛笥町 2 8 番地の 1
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町 1 0 6 番地
京都市伏見区西堺町 8 6 4 番地
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町 5 6 番地の 1

(都市計画局まち再生・創造推進室)